

最近の判例から

買換えの際の媒介業者の責任

(最高判 平成八・一・八 判例集未登載)

辺見 博

買換えにあたり、買主の売却希望価額が過ぎて、決済日までに売却できず、買換つなぎローンを借り入れたが、同ローンの返済もできなくなつたため、買主が媒介業者に対して損害賠償を求めた事案において、買取りの約束又は第三者売却の約束があつたとは認められず、また、買換特約を設けなかつたことによつて違法はないとされた事例（最高裁平成八年一一月八日判決、判例集未登載）。

一 事案の概要

買主X₁とX₂（姉妹）は、赤塚の土地建物を所有し、X₁が居住していたが、平成二年九月、同物件を売却して、田園都市線沿線の物件と買い換えることとし、媒介業者Yに、売却価額の査定を依頼した。同物件は道路付け等に問題があつたので、Yの担当者A₁は、同年一〇月一億七、八〇〇万

円と査定したが、X₁が二億四、〇〇〇万円以上 の売却を希望したので、A₁は売り先行のアドバイスをした。

同年一二月、Yが復代理をしている分譲業者Bの荏田西物件にキャンセルがでたので、Yの担当者A₂は、同月七日X₁に同物件のバンフレットを渡し、赤塚物件のX₁の売却希望価格が高いので荏田西物件購入の停止条件とするることはできないこと及び平成三年三月末までに赤塚物件を売却できないときはつなぎ融資による決済となる旨説明し、X₁は、これを了承した。

X₁は、同月一三日、X₂とともに荏田西物件の申込みをし、申込証拠金一〇万円を支払つた。A₁は、Yの新築売買部門からの連絡を受け、同月一六日X₁に赤塚物件の売却希望価格の再考となき融資の危険性を説明したが、X₁の

意思は変わらなかつた。X₁は、同月二一日一、九一六万二、五九〇円をYに振り込んだ。X₁らは、同月二三日、Bの復代理人Yと、荏田西物件を一億九、一二二万五、〇〇〇円（最終支払期限平成三年三月一九日）で買い受けける旨売買契約を締結した。

その際、X₁らの間で、荏田西物件の持分割合及びつなぎ融資のリスク負担について小さな口論があつたが、結局持分割合は後日協議することとし、つなぎ融資のリスクはX₁が負担することとされた。

同月二七日、X₁らは、Yと赤塚物件の一般媒介契約（売却希望価格二億四、〇〇〇万円）を締結した。

赤塚物件の売却は決済日までにできなかつたので、X₁は、C信用保証会社の連帶保証のもとに、平成三年三月二九日、D銀行から、買換つなぎローンとして一億七、〇〇〇万円（利息年八・五%、返済期限同年九月二六日）を借り入れ、Yに一億五、三三〇万二、〇〇〇円を支払つた。

X₁らは、同日引渡しを受け、土地については持分割合を各二分の一、建物についてはX₁の単独所有とすることとして、登記を移転した。赤塚物件は、D銀行への返済期限（同年九

月二六日)を経過しても売却できず、C信用保証会社が平成四年二月二六日D銀行に代位弁済して、X₁に求償した(X₂は、同求償債務の連帶保証人である)。

X₁は、平成四年、Yに対し、①Yは赤塚物件について売却ができないときは一億二〇〇〇万円で買い取る旨の専任媒介契約を平成二年一二月二五日締結し、平成六年六月買取請求をしたから、X₁は、一億二〇〇〇万円の売買代金支払義務があり、②そうでないとしても、Yは第三者に売却すべき債務を負担していたのに履行しないから、債務不履行による一億二〇〇〇万円の損害賠償義務があり、③X₁はYと赤塚物件の売却と新規物件の購入の媒介について一括媒介契約を締結したが、同契約の締結には要素の錯誤又は詐欺、強迫があり、不当利得の返還を求め、④Yは荏田西物件購入先行の危険性については、YはX₁に説明しており、赤塚物件の売却と連動していないから、買換特約を付加しなくとも、違法不当ではないとした上で、X₁の請求を棄却した。

(2) X₁らが控訴した。控訴審(東京高判平成七年一〇月二五日 判例集未登載)も、X₁の主張する専任媒介契約及び一括媒介契約ともに締結の事実は認められないとして、控訴を棄却した。

(3) X₁らは、上告した。上告審も、原審の認定判断は正当として是認することができ、違法はないとして、上告を棄却した。

これに対しYは、X₁ら主張の一括媒介契約及び専任媒介契約を締結したことはなく、Yに責任はないと争った。

二 判決の要旨

(1) これに対しても、第一審(東京地判平成六

年八月三〇日 判例集未登載)は、①X₁らの主張する専任媒介契約の成立は認められず、一般媒介契約が成立したと認められる。X₁は同契約は偽造であると主張するが、理由がないとし、②X₁の主張する一括媒介契約は、書面で作成されておらず、約定の事実は認められないとし、③荏田西物件購入先行の危険性については、YはX₁に説明しており、赤塚物件の売却と連動していないから、買換特約を付加しなくとも、違法不当ではないとした上で、X₁の請求を棄却した。

ざるを得ない場合には、顧客との交渉記録等を書面で残すことが重要であろう。

(調査研究部調査役)

三 まとめ

本件判決では、売却価格の妥当性と買い先行の危険性について説明を尽くしているとして、媒介業者に落ち度がないとされた。本件のように、顧客と意見が合わずにつき取引を進め